

6 健第 1 7 3 6 号
令和 6 年 5 月 2 8 日

一般社団法人福島県病院協会長 様
福島県病院薬剤師会長

福島県薬務課長
(公 印 省 略)

薬剤業務向上加算に関する取扱いについて（通知）

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度診療報酬改定において、新たに「薬剤業務向上加算」が設けられることになりました。

本加算の施設基準の要件の一つとして、「都道府県との協力の下で、当該保険医療機関の薬剤師が、一定期間、別の保険医療機関に勤務して地域医療に係る業務を実践的に習得する体制を整備していること」とされていますが、このことに関しては、都道府県の薬剤師確保の取組を実施する部署との連携が求められています。

つきましては、本県における手続き等について下記のとおりお知らせしますので、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 出向先医療機関の検討に当たっては、以下を御確認ください。
 - (1) 薬剤師が不足している地域において病棟やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関を選定してください。
 - (2) 薬剤師が不足している地域は、第 8 次福島県医療計画に記載している病院薬剤師の偏在指標の状況を参考にしてください。
(福島県における病院薬剤師の偏在指標の状況は、県全体において「薬剤師少数都道府県」、県内全ての二次医療圏において「薬剤師少数区域」に設定されています。)

第 8 次福島県医療計画（49 ページ「第 7 章第 3 節 薬剤師」）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/medical-care-plan8.html>

- 2 県への協議にあたっては、東北厚生局へ提出予定の出向に関する計画書の写しを、以下の担当宛てに届け出てください。内容確認後、担当から連絡いたします。

〔 担当 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県保健福祉部薬務課 薬事・温泉担当
電話：024-521-7232 E-mail：yakumu@pref.fukushima.lg.jp 〕